主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

民訴四四条は、同三五条の規定を裁判所書記に準用しているが、同条六号の「裁判官ガ不服ヲ申立テラレタル前審ノ裁判ニ関与シタルトキ」という規定は、裁判所書記には準用されないと解すべきである。けだし、裁判に関与するとは、裁判の評決に加わると云う意味であつて(昭和二六年(オ)第七五九号、同二八年六月二六日第二小法廷判決、民集七巻七八三頁参照)、裁判所書記は、いかなる場合にも、かかる意味の裁判に関与するものではないからである。したがつて、論旨第二点は採用し難く、その他の論旨は、いずれも独自の見解の下に原判決を非難するものであつて、採るをえない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_